

令和7年10月23日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第25623号 慰謝料等請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月4日

判 決

5

主 文

- 1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する令和5年11月8日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 10 3 訴訟費用は、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 本判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 15 1 被告は、原告に対し、554万6713円及びこれに対する令和5年11月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 請求の要旨

20 本件は、a株式会社(以下「**本件会社**」という。)の甲営業所(以下「**本件営業所**」という。)で勤務していた原告が、同じく本件営業所に所属していた本件会社の従業員である被告から度重なるセクシャルハラスメント(以下「**セクハラ**」という。)を受けたとして、民法709条に基づき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金(不法行為の後の日である令和5年11月8日(訴状送達日の翌日)から支払済みまで民法所定の年3%の割合による。)の支払を求めるといふ事案である。なお、原告は、本件会社を共同被告として本件訴訟を

25

提起していたが、本件会社との間では裁判上の和解が成立した。

2 前提事実

次の各事実については、当事者間において争いがないか、後記証拠（特に明記しない限り、枝番のあるものは枝番を含む。以下において同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる。

(1) 当事者

ア 原告は、昭和▲年生まれの女性である。原告は、平成27年1月に本件会社に入社後、本件営業所のカスタマーサービス課（以下「CS課」という。）において勤務していた。

なお、本件会社は、宅配便等の各種輸送に関する事業を営む株式会社であり、本社のほか全国に多数の営業所を置いている。

イ 被告は、昭和▼年生まれの男性である。被告は、平成23年1月に本件会社に入社後、本件営業所の営業課において勤務しており、令和元年11月21日以降は同課係長の役職に就いていた。

(2) 原告が休職に至った経緯等

ア 原告は、令和2年2月、本件営業所のCS課において乙市の担当となり、それ以降、同市内の顧客からの問い合わせの電話対応やクレーム対応等の業務を行っていた。原告は、上記業務を遂行する際、本件営業所の営業課において同じく乙市を担当していた被告に対して相談や報告をすることがあり、被告は原告のことを日常的に「bちゃん」と呼んでいた。

イ 原告は、令和3年11月26日以降、出勤時に涙が出るなどの症状が現れるようになった。原告は、CS課において原告の上司に当たるc係長（以下「c係長」という。）等に対して被告からのセクハラについて相談し、同月29日、本件営業所の所長であったd（以下「d所長」という。）及びc係長との間で面談が行われた。また、その頃、d所長は、被告に対しても事情聴取を行った。

被告は、本件会社に対し、同月30日付け顛末書（以下「**本件顛末書**」という。）を提出した（乙4）。原告は、同日、d所長及びc係長と面談を行い、その際、d所長から被告の発言について謝罪を受けた。

その後、本件会社は、原告から申告があった被告の行為について賞罰委員会に付して審議を行った上、被告に対し厳重注意とした。

ウ 原告は、同年12月3日以降、心療内科を受診してうつ病、PTSD、適応障害等と診断された。（甲25、26）

エ 原告は、同月10日から本件会社を欠勤し、令和4年4月19日以降は休職となった。

(3) 本件訴訟の提起等

ア 原告は、令和5年10月4日、被告及び本件会社を共同被告として本件訴訟を提起した。なお、原告の本件会社に対する請求は、原告に対する被告のセクハラ等について使用者責任（民法715条）及び債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償等を求めるものであり、請求額は被告に対するものと同様であった。

イ 原告と本件会社との間では、令和7年2月28日の和解期日において裁判上の和解が成立した。上記和解は、要旨、原告が本件会社を令和6年4月18日付けで退職したことを確認し、本件会社は、今後とも従業員の良好な職場環境の維持に努めるものとし、原告に対し本件解決金として70万円の支払義務があることを認めることなどを内容とするものであった。

（当裁判所に顕著な事実）

3 主な争点及びこれらに関する当事者の主張

本件の主な争点は、①原告に対する違法なハラスメント行為の有無、及び、②原告の損害額（被告の違法行為と原告の損害との因果関係を含む。）である。

(1) 争点①（原告に対する違法なハラスメント行為の有無）について

争点①に関する当事者の主張は、別表1の「原告の主張」欄及び「被告の

主張」欄に記載のとおりである。

(2) 争点②（原告の損害額）について

【原告の主張】

原告は、被告の度重なるセクハラによってうつ病やP T S Dを発症し、別
表 2 記載のとおり損害を被った。

【被告の主張】

原告のうつ病やP T S Dの発症は、仕事が多忙であったこと、P T Aの役
員になったこと、姉の離婚等が原因であると考えられるから、被告の言動と
は因果関係がない。また、別表 2 記載の各損害の発生についてはいずれも争
う。

第 3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（後記するもののほか、甲 3 3、丙 1、原告本人、被告本人。ただし、
以下の認定に反する部分は採用しない。）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事
実が認められる。

(1) 信書便物（電報便）の送付

ア 被告は、以前から、本件会社で取り扱っている信書便物（電報便）のキ
ャンセルが発生した場合に、それを利用して他の従業員の自宅にその信書
便物を送付することがあった。

イ 被告は、令和 3 年 4 月頃、原告に自宅の住所を尋ね、原告は被告に自宅
の住所を教えた。

ウ 被告は、同年 5 月 6 日、信書便物（電報便）のキャンセルが発生したこ
とから、本件営業所に勤務しているドライバー職の従業員とも相談の上、
原告の自宅に信書便物（電報便。以下「**本件電報便**」という。）を送付し
た。本件電報便は、宛名を「b ちゃん」、差出人を「e とクソ野郎たち」
とし、表紙に「祝」という文字が記載され、本文には次のとおり記載され

ていた。(甲5)

「いつも明るく対応してくれてる事にみんな幸せを感じています。普段はなかなか口に出して言えないけど今日は一年分の、ありったけの思いを込めて「ありがとう！」

5 (2) 「かわいい」などの発言

原告と被告は、令和3年5月上旬頃、本件営業所内のホームにおいて、顧客から問い合わせがあった荷物を探していた。原告が当該荷物を発見したことから、被告が原告に走って近付いたところ、原告は自らの後方近くまで来ていた被告に気付いて驚き、「きゃっ」と声を上げた。被告は、原告の驚いた様子を見て、原告に「今のかわいい。」と言った。(乙4)

10 (3) 「癒して」などの発言

令和3年7月中旬頃、本件営業所にクール便の荷物(野菜)に関して顧客から問い合わせがあり、被告は、これを貨物事故として処理するため、本件営業所のクール室で当該荷物を処分した。被告は、上記の処分作業を終えた後、クール室の前にいた原告や他の従業員に対し、弱々しい声で「つめてー」、

「寒いよー」、「誰か癒して」などと言った。(乙4)

(4) 下着や体型に関する発言

被告は、令和3年7月下旬頃、本件営業所内のホームにおいて荷探しをしていた原告と出会い、その場で会話をしていた。その際、原告が前屈みの姿勢になったことから、被告は、原告に対し、「それ胸元が…はだけて下着が見えてしまうよ。」と言った。また、被告は、その際の会話の中で、原告に対し、「格闘技か何かやってるって聞いたけど、体型良いよね。俺なんかガリガリだよ。」と述べた。(乙4)

20 (5) 電話での発言

令和3年11月頃、被告が休日に衛生管理試験の勉強をしていたところ、勤務中であった原告から電話で顧客対応等に関する報告を受けた。その際、

被告は、原告に対し、業務上のトラブルや上記の試験勉強で慌ただしい旨を述べ、「こんな愚痴や話を聞いてくれるのはbちゃんだけだよ。」と言った。

(乙4)

(6) 原告の受診状況等

5 ア fクリニック (甲25)

原告は、令和3年12月3日、fクリニックを受診し、うつ病の診断を受けた。

原告は、診察時、出勤時等に涙が出るようになった明確な理由や原因は出てこないこと、顧客からのクレーム対応で1日中電話が鳴りやまず、休みの日にもクレーム対応が頭から離れないこと、被告から「かわいいね」、
10 「胸のあいた服を着て」、「癒して」、「好き」、「あなたにやってほしい」という不適切な発言をされ、電話でまた言われるのではないかと恐怖や不安を感じていること、同年4月からPTA役員となり、その関係で仕事を頼まれることが多く、グループLINEの未読が50件から60件程度たまってしま
15 うこと、同年10月には姉から離婚の話を聞いて心配していることなどを述べた。

また、同年12月3日付けで医師が作成した診断書には、「長年のクレーム対応業務による心身の緊張、疲労が関連していると判断いたします。また上司のセクシャルハラスメント行為に起因すると認められる、フラッシュバック、回避行動、睡眠の質の低下、日常的な緊張、不快感、自尊心の
20 低下等、外傷後ストレス障害に発展するリスクの高い症状も認めます。」と記載されている。

イ g診療所 (甲26)

原告は、同月6日、g診療所を受診し、適応障害の診断を受けた。原告は、診察時、出勤時等に涙が止まらないようになったきっかけについては
25 よく分からず、色んなことの積み重ねだと思うこと、令和2年頃から睡眠

中の中途覚醒が現れるようになったことなどを述べた。

ウ hクリニック（甲27）

原告は、同月9日、hクリニックを受診した。原告は、診察時、被告のセクハラ発言について上司に相談し、ヒアリングを受け、本件会社のセクハラ委員会にかけることになったこと、被告からは「好き」、「癒して」、「かわいいね」、「胸の開いてる服着てるね」など言われていたことなどを述べた。

エ iクリニック（甲28）

原告は、令和4年2月7日、iクリニックを受診した。原告は、同日の診察時、なぜこうなってしまったか分からないこと、被告からセクハラみ
たいな不適切な発言があり、上司や所長にも報告が行き、年末に会議にか
けると聞いたが、気持ちの整理ができていないことなどを述べた。また、
原告は、同年10月18日の診察（カウンセリング）の際には、本件営業
所での勤務中、新型コロナウイルス感染症の流行下において仕事があるだ
けありがたいと思えと言われたこと、電話対応した顧客からも仕事がなくな
ったことに対する怒りをぶつけられ、謝るしかなかったこと、とどめに
セクハラを受けたことなどを述べた。

2 争点①（原告に対する違法なハラスメント行為の有無）について

(1) 本件営業所における原告と被告の関係性について

まず、前提として本件営業所における原告と被告の関係性について検討すると、原告と被告は所属する課を異にしており、両者の間に組織体系上の上司・部下という関係性はなかった。もともと、被告は、原告よりも年齢が高く、本件会社及び本件営業所における勤務歴も長く、令和3年当時は係長の役職にあった。そして、原告は、顧客からの問合せやクレームへの対応等に当たり、営業課の係長であった被告に報告や相談をしなければならない場面が多かったことがうかがわれる。これらの事情に照らすと、本件営業所にお

ける被告の立場は、原告の上司に類するものであったといえる。

(2) 信書便物（電報便）の送付（別表1の番号1、認定事実(1)）について

被告が原告に送付した本件電報便は、その本文の内容は原告に対する感謝の意を述べるものであるものの、①表紙には「祝」と記載されている、②宛名には「bちゃん」という原告の愛称のみが記載されている、③差出人は「eとクソ野郎たち」となっており、「e」は被告のことであるとしても、「クソ野郎たち」が誰を指すのかは明らかでないなどの不審な点がある。したがって、本件電報便からはこれがどのような趣旨で送付されたものかが判然とせず、これを受け取った者において本件電報便は冷やかしやからかいの一種ではないかと疑ったとしても無理がないものであったといえる。

また、本件電報便の送付は、原告に対して事前に承諾を得ることもなく一方的に行われたものであり、原告にとって予期せぬ出来事であった。また、被告は、あらかじめ原告から教えてもらっていた住所を用いて本件電報便を送付しているが、原告が被告に住所を教えた際に当該住所がこのような業務の範囲を超えた私的な用途に用いられることを予測することも困難であったと考えられる。

これらの事情に照らすと、本件電報便を送付した被告の行為は、原告に対して強い不快感を抱かせるものであったといえる。そして、仮に本件電報便が原告に対して感謝の意を伝える趣旨で送付されたものであり、その意味において業務との関連性が認められるとしても、このような強い不快感を抱かせるような方法ないし態様をとる合理的理由は見出し難い。

(3) 「かわいい」などの発言（別表1の番号4、認定事実(2)）について

被告の原告に対する「今のかawaii」という言葉は、背後から近付いてきていた被告に気付いて驚いた原告に対して発せられたものであった。このような上記発言がされた状況等に照らすと、同発言は、驚いた際の原告の様子や言動についての冷やかしやからかいの趣旨であったと認められ、業務上の

必要性は見出し難く、また、原告に不快感や羞恥心を与えるものであったといえる。

(4) 「癒して」などの発言（別表1の番号3、認定事実(3)）について

5 被告の原告等に対する「癒して」などの発言は、クール室における荷物の処分作業等による疲労を癒してほしいという趣旨のものと認められ、性的な事項を直ちに想起させるとはいえない。したがって、上記発言が原告に不快感や羞恥心を与えるものであったとはいえない。

(5) 下着や体型に関する発言（別表1の番号2、認定事実(4)）について

10 被告の原告に対する「胸元がはだけて下着が見えてしまう」という発言は、
①原告と被告の性別の違い、②下着が見えるという言葉は女性の性的な姿を想起させるものであること、③上記発言は原告が前屈みの姿勢となった際のものであり、実際に被告から原告の胸元や下着が見えてしまっていたという意味にも受け取れることからすれば、原告に強い不快感や羞恥心を与えるものであったといえる。そして、仮に上記発言が原告の服装や身だしなみを注
15 意する趣旨で行われたものであったとしても、このような強い不快感や羞恥心を与えるような方法をとる業務上の必要性は見出し難い。

また、原告に対する「体型良いよね。」という発言は、原告の体型に関して言及するものであり、業務上の必要性は見出し難い上、原告に不快感や羞恥心を与えるものであったといえる。

20 (6) 電話での発言（別表1の番号5、認定事実(5)）について

ア 被告の原告に対する「こんな愚痴や話を聞いてくれるのはbちゃんだけだよ。」という発言は、「bちゃん」という呼称を用いているという点を除けば、原告に不快感や羞恥心を与えるものであったとはいえない。

25 イ この点、原告は、被告から電話で「好きだよ」と言われたと主張し、陳述書や当事者尋問において同旨を述べるほか、これを裏付ける証拠として診療録における記載を指摘する。しかしながら、被告は上記発言について

明確に否定している上、原告が指摘する診療録には、単に「好き」という発言があったことしか記載されておらず（甲 25、27）、発言がされた時期や経緯等に関する記載はないから、これによって原告の上記供述が裏付けられているとはいえない。上記発言があったと認めるに足りる他の証拠も見当たらず、「好きだよ」という発言があったと認めることはできないというべきである。

なお、原告は、上記の「好きだよ」という発言のほか、被告から「スタイルいいね」、「胸の開いた服を着て欲しい」などの発言もあったと主張するが（別表 1 の番号 6）、これらの発言についても被告は明確に否定しており、発言がされた時期や経緯等も明らかでないことなどからすれば、これらの発言についても認めることはできない。

(7) 「bちゃん」という呼称について

以上に加え、被告は原告のことを日常的に「bちゃん」という愛称で呼んでいたことも認められる（前提事実(2)ア、認定事実(1)ウ、同(5))。「ちゃん」付けという呼称は、一般的には幼少の子どもに対して用いられ、成人に対して用いられるのは交際相手等の親密な関係にある場合が多く、業務上においてこのような呼称を用いる必要性は直ちには見出し難い。そして、被告としては原告に対する親しみを込めて上記の呼称を用いていたとしても、原告と被告の年齢や性別、本件営業所に勤務する従業員同士にすぎないという両者の関係性等に照らすと、原告を「ちゃん」付けで呼ぶことは原告に不快感を与えるものであったといえる。なお、厚生労働省が公表している「心理的負荷による精神障害の認定基準」（令和 5 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 2 号）においても、「「〇〇ちゃん」等のセクシュアルハラスメントに当たる発言をされた」ことが心理的負荷を与える出来事の例として挙げられている（公知の事実）。

(8) 総合評価

5 以上のとおり、原告の主張する事実のうち、信書便物（電報便）の送付（前記(2)）、「かわいい」という発言（同(3)）、下着や体型に関する発言（同(5)）、日常的に「bちゃん」という呼称を用いていたこと（同(7)）については、業務上の必要性が認められず、原告に不快感や羞恥心を与える不適切な行為であったといえる。そして、このような不適切な行為が令和3年5月頃から同年11月頃までの間に繰り返し行われたものであること、被告が原告の上司に類する立場にあったこと（同(1)）も踏まえれば、これら被告の原告に対する一連の行為は、社会通念上許容される限度を超えた違法なハラスメントとして、不法行為に当たるといふべきである。

10 3 争点②（原告の損害額）について

(1) 慰謝料及び弁護士費用以外の損害について

15 前記2のとおり被告の原告に対する一連の行為は違法なハラスメント行為といえるものの、原告に対する身体的な接触はなく、また、発言等の内容も原告の権利や法的利益を蔑ろにするといえるほど侵害性の高いものとはいえないから、これがうつ病等を発症させるほどの強い心理的負荷を与えるものであったとは直ちにはいい難い。他方、医療機関を受診した際の原告の説明内容（認定事実(6)）からすれば、原告は、本件営業所のCS課において顧客からの電話対応等を行うようになった後、クレームの電話が鳴りやまない日があったり顧客から理不尽なクレームを受けたりすることがあり、既に令和2年頃から睡眠障害の症状が見られるようになっていたこと、また、令和20 3年4月以降はPTA役員の仕事等に負担やプレッシャーを感じることも多かったことが認められる。これらの事情からすると、原告のうつ病等の発症にはCS課におけるクレーム対応等によるストレスも相当程度寄与していたと見るのが自然かつ合理的であるといえ、被告のハラスメント行為と原告のうつ病等の発症との間に相当因果関係があるとは認められない。

25 したがって、原告が主張する損害のうち慰謝料及び弁護士費用以外のもの

(休業損害、賞与、治療費、薬剤費、通院交通費及び損害賠償請求費用(カルテ等の文書料))については、被告の違法行為による損害と認めることができない。

(2) 慰謝料について

5 被告の原告に対する一連のハラスメント行為の内容や頻度のほか、被告会社から裁判上の和解に基づく解決金が支払われること(前提事実(3)イ。なお、上記解決金には原告に生じた休業損害や治療費等を一部補填するという趣旨に加え、原告が被った精神的苦痛を慰謝するという趣旨も含まれていると見ることができる。)を踏まえれば、現時点において原告の精神的苦痛を慰謝す
10 るための金員としては20万円が相当である。

(3) 弁護士費用について

前記損害(慰謝料)の1割に当たる2万円の限度で相当因果関係があると認められる。

(4) まとめ

15 以上からすると、被告の違法行為と相当因果関係の認められる原告の損害額は22万円となる。

4 結論

以上のとおり、原告の請求は、被告に対し22万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度において理由がある。よって、主文のとおり判決する。

20 東京地方裁判所民事第11部

裁 判 官 田 原 慎 士

別表 1

| 番号 | 項目 | 原告の主張 | 被告の主張 |
|----|--------------|---|---|
| 1 | 信書便物（電報便）の送付 | 被告は、令和3年4月頃、原告から自宅の住所を聞き出した上、同年5月6日、原告の自宅に「eとクソ野郎たち」を送り主とする信書便物を送付した。原告は、了解もないまま自宅に信書便物が送付され、恐怖を感じた。 | 被告が原告の自宅に信書便物を送付したことは認める。 被告は、原告以外の従業員に対しても下の名前に「君」や「ちゃん」を付けるなどの愛称で呼ぶことがあった。 |
| 2 | 下着に関する発言 | 被告は、令和3年6月中旬頃、本件営業所内の倉庫において、前屈みになった原告に対し、その胸元を見ながら「下着が見えるよ。」と言った。原告は、当時、ブラウスの下に胸元が隠れるキャミソールを着用していたため、下着が見えるということはありませんでした。 本件会社においては勤務時の服装は自由であり、また、女性の服装は趣味嗜好の表れであって、社会人としての常識的な範囲であれば指摘されるべきものではない。ことさらに「胸元」という身体のデリケートな部分や「下着」という性的な連想をさせる言葉を用いてこれに言及することは、これらの部位を視認したからこそその発言であり、セクハラに当たる。 | 被告は、令和3年7月下旬頃、本件営業所のホームで荷物を探していた原告に対し、「それ胸元が…はだけて下着が見えてしまうよ」と注意をした。その際、原告はTシャツを着ており、襟元がよれていたことから、前屈みになった際に下着が見えてしまいそうな状態であった。 被告は、実際に原告の下着が見えていたわけではなく、原告の服装についてだらしないと注意するため、下着が見えてしまう可能性があるという事実を指摘したに過ぎない。 |
| 3 | 「癒して」などの発言 | 被告は、令和3年7月頃、本件営業所において顧客からのクレームを受けてクール便の荷物の中身（野菜等）を廃棄した後、原告に対し、周りに他の従業員がいるにもかかわらず、甘えた声で「癒してー」と述べた。 | 被告は、クール便の荷物の中身の処分作業により手がかじかんでしまい、愚痴のついでに、「つめてー」、「寒いよー」、「誰か癒して…」などのような発言をした。しかし、被告は特に甘えた声で言ったわけではない。 |
| 4 | 「かわいい」などの発言 | 被告は、令和3年9月頃、本件営業所内の倉庫において原告とともに荷物を探していた際、背後から約50cmという至近距離で原告に声をかけ、驚いて「びっくしました」と述べた原告に対し、「なにそのリアクション。かわいいね。」と言った。 | 被告は、令和3年5月上旬頃、本件営業所内のホームにおいて原告とともに荷物を探していた際、原告が荷物を発見して「あった！」と声を上げたことから、「うそ！」と声を出すとともに走って原告の方へ移動した。原告は、走って近づいてきた被告に気付いて「きゃっ」と声を上げたところ、被告は、原告の反応が小さい女の子のように見え、また、荷物が見つかったことのうれしさや原告への感謝もあったことから、とっさに「今のかわいい」と口に出した。 |
| 5 | 電話での発言 | 被告は、令和3年11月頃、原告から顧客対応等について報告を受けた際、原告に対し、「bちゃんは、仕事をちゃんとやってくれているし、好きだよ。」と述べた。 | 被告は、原告から電話で報告を受けた際、「こんな愚痴や話を聞いてくれるのはbちゃんだけだよ。」と述べたが、「好きだよ」などの発言はしていない。 |
| 6 | その他 | 以上のほかにも、被告は、原告に対し、「かわいいね」「スタイルいいね」「胸の開いた服を着てほしい」「好きだよ」などの発言をしていた。 | 被告が、令和3年7月下旬頃、本件営業所のホームにおいて原告とともに荷物を探していた際（番号2の出来事があった際）、原告に対し、「格闘技か何かやってるって聞いたけど、体型良いよね。俺なんかガリガリだよ。」と述べたことはあった。その余の原告の主張は否認する。 |

別表2

| 費目 | | 請求額（円） | 理由ないし証拠 |
|--------------------|--------------|-----------|--|
| 休業損害 | 令和4年1月から12月分 | 848,732 | 令和3年の年収274万3981円（甲1）と令和4年の収入（休業補償）189万5249円（甲10）の差額である。 |
| | 令和5年1月から8月分 | 736,748 | 令和3年の年収のうち8か月分に相当する182万9320円（＝274万3981円（甲1）×8か月/12か月）と令和5年1月から8月までの間の収入（休業補償）109万2572円（甲11）の差額である。 |
| 賞与 | 令和4年度分 | 90,000 | 令和3年度の実績である。 |
| | 令和5年度分 | 90,000 | 令和3年度の実績である。 |
| 治療費 | fクリニック | 8,210 | 甲12 |
| | g診療所 | 9,670 | 甲13 |
| | hクリニック | 17,030 | 甲14 |
| | iクリニック | 136,480 | 甲15 |
| 薬剤費 | j薬局 | 840 | 甲16 |
| | k薬局 丙店 | 13,950 | 甲17 |
| | l薬局 | 36,240 | 甲18 |
| 通院交通費 | fクリニック | 460 | 片道230円（甲19）×2×1日＝460円 |
| | g診療所 | 566 | 片道283円（甲20）×2×1日＝566円 |
| | hクリニック | 5,200 | 片道325円（甲21）×2×8日＝5200円 |
| | iクリニック | 26,370 | 片道293円（甲22）×2×45日＝2万6370円 |
| 損害賠償請求費用（カルテ等の文書料） | | 21,970 | 甲23、24、29 |
| 慰謝料 | | 3,000,000 | 原告は、被告の度重なるセクハラ行為により、うつ病を発症し、本件会社に出社することができなくなった。原告の精神的苦痛は計り知れず、慰謝料は300万円を下らない。 |
| 弁護士費用 | | 504,247 | 前記損害の合計504万2466円の10%である。 |
| 合計 | | 5,546,713 | |